

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

一 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部改正に関し、航空機局等の無線設備等の点検その他の保守に関する規程の認定申請手数料の額を定めること。（第一条関係）

二 その他、関係政令について所要の規定を整備すること。（第二条及び第三条関係）

第二 この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則

第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行すること。（附則関係）